

3-アセチル-2, 5-ジメチルフラン(香料)について

1. 経緯

3-アセチル-2, 5-ジメチルフランはケトン類[※]の 1 つであり、我が国では香料としての使用が認められている。

国立医薬品食品衛生研究所等において実施された本物質に関する復帰突然変異試験及び一般毒性・遺伝毒性・発がん性包括毒性試験の結果について、同研究所等に所属する安全性生物試験研究の専門家に意見を求めたところ、本物質は遺伝毒性発がん物質である懸念が否定できないとされた。

※香料については、個別の物質が指定添加物として指定されているものもあるが、類似構造を有するものについては、「ケトン類」や「エステル類」のように一括名称で指定されている。このように一括名称で指定されているものについては、具体的な品目を通知により例示している。

2. 我が国における流通等の状況

国内での流通状況は以下のとおりである。また、菓子類、肉製品、ソフトドリンク等に使用されるとの知見がある。

なお、日本香料工業会では、国立医薬品食品衛生研究所からの当該研究の結果の公表を踏まえ、検討の結果、本年1月12日に会員各社に周知を行い、使用等の自粛を求めている。

	年間使用量 (kg)	推定摂取量 (µg/人/日)
2001 年	0.02	0.006
2005 年	0	-
2010 年	0.02	0.005
2015 年	0.1	0.025
2020 年	0	-

※2020年のデータ以外は平成29年度「食品添加物の安全性確保のための研究」(研究代表者：国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長 佐藤 恭子)より抜粋

※2020年のデータは日本香料工業会調べ

3. 今後の対応

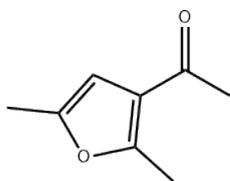
当該香料については、

- ① これまでの使用実績に基づく我が国における推定摂取量は最大で0.025 µg/人/日であり、米国FDAが毒性不明な化合物の発がんに関する懸念の閾値として設定した1.5 µg/人/日を下回っていること

② 現時点では国内では使用がされていないか、使用されていても極めて微量と思われること

から、直ちに国民の健康に影響を及ぼすとは考えにくいですが、遺伝毒性発がん性物質である懸念が否定できないことに鑑み、当該香料をケトン類に分類される物質の例示リストから削除するとともに、当該香料及びこれを含む食品の製造・販売等の自粛を指導するよう都道府県等に対して通知を行う。

(参考:3-アセチル-2,5-ジメチルフランについて)



若干の土臭さを帯びたヘーゼルナッツ様の甘い香気を有し、天然における存在は確認されていない物質である。